

血液内科だより

～ 特別訪問看護指示書 とは ～

自宅に退院する際、内服や体調管理が必要になったり、創部ケアが継続して必要になったりすると、退院は嬉しい反面、不安も感じられると思います。

自宅での医療的ケアをサポートする方法として「訪問看護」があります。

訪問看護は在宅支援サービスの一つとしてよく紹介されるので、ご存じの方も多いと思います。今回は状態悪化時、または退院直後に手厚い看護が必要となる場合利用できる「特別訪問看護指示書」について紹介します！



訪問看護

自宅療養中の医療的ケア・管理・指導を目的としており、介護保険もしくは医療保険を利用してサービスが受けられます。

○訪問看護指示書

訪問看護を開始するには、主治医より訪問看護指示書を交付してもらい、その指示の下、医療従事者(看護師や理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士)が自宅で看護やリハビリを提供します。

医療保険 1つのステーションから、1日1回の訪問・週3回まで

介護保険 1つのステーションから、患者さんの介護度に応じて回数が決まる。

週4日以上の訪問看護が必要と判断された場合

○特別訪問看護指示書

訪問看護指示書が交付されており、①急性感染症等の増悪
②癌末期以外の終末期 ③退院直後であれば、
特別訪問看護指示書が交付がされます。
(※医療保険でしか利用できません)

医療保険 複数のステーションでも対応可能
1日複数回の訪問が可能
最大2週間（週4日以上～毎日でも可能）



気になることがあればいつでも
ご相談ください。



例) 70代 男性 独居
化学療法の休薬期間に自宅退院希望。
体調の変化に気がつきにくいこと、歩行
も軽度ふらつきあり、転倒の恐れがあつた。
ご自身での体調管理・内服管理が難
しいため、特別訪問看護指示書で訪問
看護を導入。
①内服管理
②状態観察
③体力低下しないようリハビリ
④入浴介助を依頼。
退院期間中に体調悪化するこ
となく、再入院後に治療を予定通り開始
することができた。